

出張報告

報告日 令和6年5月24日

会派名	公明党
報告者氏名	真貝維義・西川弘美
種別	☐ 調査研究（ ☐ 行政視察） ☒ 研修会 ☐ 要請・陳情 ☐ 各種会議
用務	地方議会セミナー（株式会社 廣瀬行政研究所主催）参加
日時	令和6年5月9日（木）14:00 ～ 令和6年5月10日（金）16:30
場所 （会場）	東京都千代田区 （リファレンス国際ビル貸会議室）
調査項目等	研修会参加
概要	「人口減少に勝ち抜く戦略」 ①地方創生とは、②日本の将来人口推計、③人口減少を勝ち抜く視点、④シティプロモーションとは何か、⑤本来はブランド→セールスプロモーション 「人口減少と共存する方策」 ①地域ブランドとは何か、②地域イメージ構築の必要性、③近年の地方創生、④シビックプライドとは何か、⑤縮小均衡を目指した行政経営 「子ども条例の現状と課題」 ①子どもを取り巻く課題、②子どもに関する条例、③子どもに関する総合的な条例、④個別課題に対応した条例、⑤若者・大学生に関する条例 講師：関東学院大学法学部 地域創生学科教授 ■■■■氏 （当日資料別添）
所感等	「人口減少に勝ち抜く戦略」 「人口減少禍の中で勝ち抜くには、自治体に経営的視点が必要である。」が、■■■■先生の結論である。日本の人口は、2050年には1億人を割り込み、2060年には約8600万人になる。地方創生の目的は地方の人口減少を抑制することが目的であったが、人口を奪い合う地域間競争の側面でもある。ピータードラッグーは企業の目的は「顧客の創造」にあると言っている。自治体にとっては、顧客＝住民であり、自治体経営の目的は「住民の創造」にある。「住民の創造」とは、住民を増やすことであり、人口を増やすには住民に選ばれる取組が必要であり重要である。

人口減に歯止めをかけるには、人口の自然動態による人口減少を抑制し、社会的動態においては転出を抑制しなければならない。特に社会像の視点に注視し、既存住民の転出の抑制、潜在住民の転入を図る政策が必要。社会増を目指した政策施策の展開においては、対象層や対象地域などのターゲットを明確にし、絞ることが重要であり、且つマーケティング思考を活用したシティプロモーションが、人口減少に対応した一手段である。各自治体が、このシティプロモーションに取り組んでいるが、戦略性がない。本来は、売り込む「ブランド」があって「シティプロモーション」にならないといけない。自治体経営に必要なのは、マーケティング思考であり、「営業」である。人口減少に勝ち、自治体間競争にも勝ち抜くための戦略、柏崎市は地域ブランドとターゲットが明確になっているか疑問である。（真貝維義）

講師はまず初めに、「地方自治体の目的は、住民の福祉の増進」にあるという、地方自治法 第1条の文言を引用し強調された。また、日本の将来人口推計や人口増減率などのデータを用い、現状を正しく把握することの重要性を訴えていた。

人口減少時代を勝ち抜く視点として、講師はピーター・ドラッカーの提唱をあげ、自治体を持続可能とする（＝経営する）為には「顧客（＝住民）の創造」が目的になる。自治体を「経営」という視点に立つと、それは「住民の創造」に集約されるという説明に共感した。どのような視点で「住民の創造」をしていくかは、わが自治体の人口の「自然動態」と「社会動態」をしっかりと政策研究し、どこにターゲットを絞り、そしてどのように優先順位を付けるかが大切である。

また、自治体間競争の中では、シティプロモーション（都市・地域の売り込み）、いわゆる自治体運営に営業マインドが求められるということだった。注意すべきは、営業の前提にあるのは、先にあげた「住民の福祉の増進」であり、それを担保した上で営業をしていくことである。戦略性のヒントとしては、他との違いを打ち出すことが求められる。

講師の言われたポイントを振り返り、当市での施策がどのようになっているか、研究していきたい。（西川弘美）

「人口減少と共存する方策」

「縮小均衡を目指した行政経営」、人口が減っても行政の安定経営を維持し、活動人口の創出による元気で、価値ある地域づくりが、人口減少と共存する方策との結論。

地域活性化の成功事例を見ると、無いもの探しではなく「あるもの探し」である。地域ブランドの構築の戦略は地域イメージを定着させることにある。また、地域活性化に向けシビックプライドに価値を見出す自治体があるが、その目的は、人口減少下における「定住人口の維持」であるが、一方でシビックプライドは、「ファンづくり」に繋がり、「ファンマーケティング」にも通じる。

このファンづくりでの関係人口による活性化、「活動人口」の増加・創出には、シビックプライドや郷土愛の活用が有効。シビックプライド × 関係人口＝新しい地方創生の形を目指した取り組みが必要である。（真貝維義）

「人口の維持」に加え、「人口が減っていく中でどうするか」という内容である。人口減

少に対応する一つの政策に「空間的に小さいながらも、都市機能が充実している地域＝コンパクトシティ」があるが、そこから外れた住民の対応や、実現には数十年かかるなど、課題もあげられている。

地域活性化の原則は、「ないものねだりではなく、あるもの探し」、既存の資源の発掘という事実がある。国内に複数の成功事例はあるが、先進事例＝成功事例ではなく、我が自治体との共通項を見出したり、結果ではなく経過を見ることが大事である。

時代の潮流は「競争の地方創生」から「共創の地方創生」に移っており、共創の地方創生を実現する一手段がシビックプライドである。「都市や地域に対する市民の誇り、愛着」という概念で、これが人口減少社会における「定住人口の維持・増加」に影響している可能性がある。よく聞かれる「関係人口」については「活動人口」「関心人口」「問題人口」「弊害人口」の4類型に分け、その中の「活動人口」を創出することで、人口が減っても元気で価値ある地域になる可能性があるとのことだった。近年注目を集めている「共創」という概念も注目されている。当市においても地域ブランド・シビックプライド、関係人口、共創を意識した政策展開となっているか、注視していきたい。（西川弘美）

「子ども条例の現状と課題」

「子ども基本法」では、社会全体で子ども政策に取り組むとしている。子どもを取り巻く環境・問題は地域性が強く、多岐にわたっている。地方自治体が国に先駆け、個別課題の条例制定化が必要ではないか。■■■■先生の結論であり、地方議員に対する問いかけであった。

子どもに関する条例は大きく2種類、総合的な条例（基本的な条例）と個別課題に対応した条例に分けられる。総合的な条例は、「子どもの権利」・「施策推進」になる。個別課題に対応した条例は、権利救済・災害救済から学校運営、財源確保から児童虐待やいじめ、受動喫煙、性被害、体罰等まさに個別課題に対応した条例となっている。

子供を取り巻く環境は、加速する少子化とともに大きく変化をしている。条例化による子どもはもとより子育て世代が安全安心だと思えるまちづくりが、子育て世代の移住定住に繋がるまちづくりになる。（真貝維義）

子どもに関する条例は大きく総合的な条例と個別課題に対応した条例に分けられ、それぞれの細かい内容について説明があったが、分野は非常に多岐にわたっている。条例が先行し、法律が後追いで成立した。交通安全や不登校、未着手の分野もある。子どもに関する課題は地域性が強く、多岐にわたっているため、地方自治体の事情に合わせて、課題を条例化していくことも一案であるとのことだった。また、教材や事務機器メーカー、福祉財団などとのコラボレーションも功を奏していると事例紹介があった（西川弘美）

